



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆クーリング・オフをよく知ろう！
- ◆特定商取引法の基礎知識 第7章「威迫・困惑」
- ◆イベントの御案内
- ◆各種相談の御案内

10 October
月号

第43号

クーリング・オフをよく知ろう！

こんな相談がありました

一人暮らしの高齢の父が、電話で勧誘された業者から健康食品を購入した。父は耳が遠いため、よく理解せずに、電話で言われるがまま購入したようだ。クーリング・オフできるだろうか。



消費生活センターからクーリング・オフについて助言。契約解除できました。

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘で、冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度です。

違約金などを請求されることはなく、既に支払ったお金は全額返金されます。また、商品を返すときの費用も事業者負担です。

クーリング・オフできるのかな？

クーリング・オフ制度は、「契約は守らなければならない」とする原則の例外にあたります。消費者がクーリング・オフできる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限られます。

なお、クーリング・オフできなくても、未成年者契約や消費者契約法によって取り消しできるケースもあります。

不明な点がある場合は、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※店舗販売と通信販売

自分から店に出向いたり（店舗販売）、広告を見て自分から電話やインターネットなどで申し込む取引（通信販売）は、クーリング・オフ制度はありません。通信販売の場合は、注文する前に返品が可能かどうか規定をよく確認しましょう。





特定商取引法のクーリング・オフ

取引内容（販売形態）	適用対象	期間
訪問販売	事業者の営業所以外の場所（自宅や喫茶店。街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も対象）での商品・権利・サービスの契約	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む。）商品・権利・サービスの契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法（他の人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法）等による契約（店舗契約も含む。）	20日間
業務提供誘因販売取引	内職商法（在宅ワークで収入を得るために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる商法）による契約（店舗契約も含む。）	20日間
特定継続的役務提供	エステティック・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約（店舗契約も含む。）	8日間
訪問購入	事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、物品の購入を行う契約	8日間

ハガキの記載例

ウラ面

クーリング・オフする日付
商品が届いている場合
支払ったお金がある場合

契約の総額

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

販売会社名・担当者名 〇〇〇〇〇〇

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

すでに支払った代金〇〇〇円をすべて返してください。

商品は早く引き取ってください。

年 月 日

氏 住 所

オモテ面

郵便はがき

切手

〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

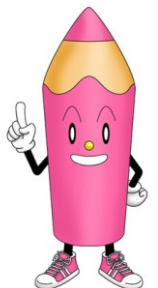
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御中

～アドバイス～

- ①必ず書面で通知しましょう。
- ②両面コピーして保管しましょう。
- ③郵便局では、「特定記録郵便」、「簡易書留」のいずれかの方法で発送しましょう。
- ④クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様に通知しましょう。



特定商取引法の基礎知識 第7章「威迫・困惑」

訪問販売や電話勧誘販売等では、事業者は契約を締結させるため、又は契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫し困惑させてはならないことになっています。「威迫」とは脅迫に至らない程度の不安を人に与えるような行為をいい、「困惑させる」とは困り戸惑わせることをいいます。例えば、このような事例です。

(事例1) 事業者に「買ってくれないと困る。」と声を荒げられて、誰もいないのでどうしてよいかわからなくなり、早く帰ってもらいたくて契約をしてしまった。

(事例2) 事業者にクーリング・オフの電話をすると「残金を支払わないと現住所に住めなくしてやる。」と言われ、不安になってクーリング・オフを思いとどまった。

このような時は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう！



イベントの御案内

全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会

10月26日、27日の2日間、全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 in 仙台が開催されます。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

開催日

10月26日(土) 分科会
10月27日(日) 全体集会

お問い合わせ先

(株) JTBビジネスネットワーク
JTB東北ECデスク
電話：0120-989-960

適格消費者団体設立準備法人 設立記念市民集会

東北における消費者被害の未然防止・拡大防止を目指し、適格消費者団体を設立する活動が進んでいます。この団体の前身となるNPO法人設立を記念して、市民集会が開催されます。

開催日時・開催場所

10月19日(土) 14時～16時
仙台弁護士会館4階にて

お問い合わせ先

小野寺友宏法律事務所
電話：022-266-4664

各種相談の御案内

借金・家計の相談を受けつけています

法テラスでは、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 法テラス・サポートダイヤル

電話：0570-078374

無料法律相談

10月1日の「法の日」に合わせ、仙台家庭裁判所では無料法律相談会を開催します。

■ 日時：10月9日(水)

■ 場所：仙台市戦災復興記念館

■ お問い合わせ先

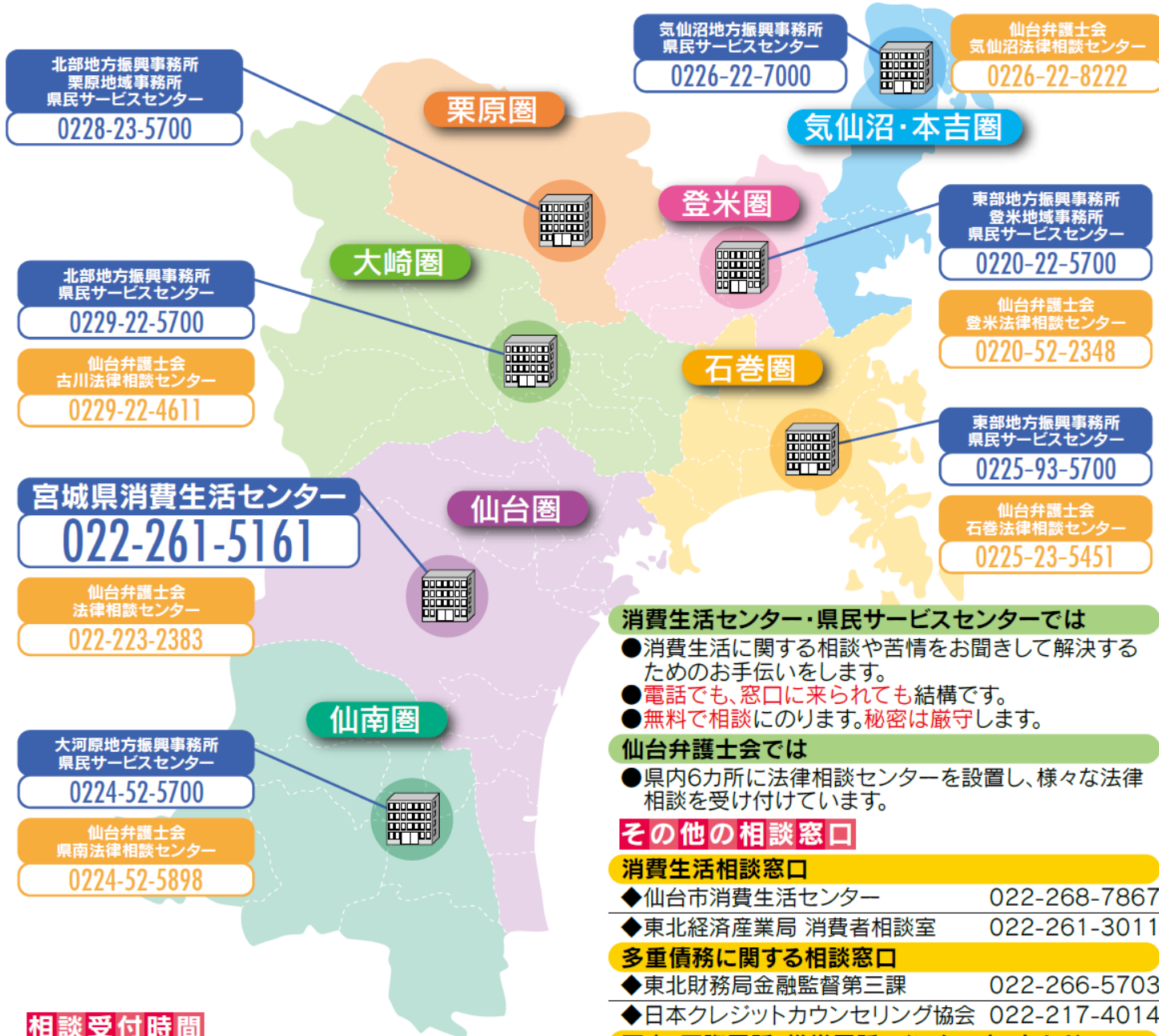
仙台家庭裁判所事務局

電話：022-222-4165(内4612)

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

